

タッチするだけ。簡単。便利。
「ICカード『パスピー』」。

PASPY マスコットキャラクター「くまびー」

パスピー 検索

発行：(公社)広島県バス協会 PASPY 運営協議会



PASPY

【バス・広電電車版】

Index 目次

- 1. PASPYについて** ————— → P2
バスピーって何だろう？
- 2. PASPYの特徴** ————— → P3-4
バスピーがあるとこんなに便利です。
- 3. PASPYの種類** ————— → P5-6
バスピーにはこれだけの種類があります。
- 4. ご購入方法** ————— → P7-8
バスピーはどこで売ってるの？
- 5. チャージ(入金)について** ————— → P9-10
チャージって何だろう？どこでできるの？
- 6. ご利用方法** ————— → P11-12
バスや路面電車での使い方をご説明いたします。
- 7. PASPY定期券について** ————— → P13-14
定期券の使い方についてご説明いたします。
- 8. 便利な機能** ————— → P15-16
バスピーには残額・履歴の確認など、いろんな機能があります。
- 9. 再発行** ————— → P17-18
再発行はどうやってするの？
- 10. 払い戻し** ————— → P19-20
払い戻しはどうやってするの？
- 11. 全国相互利用が可能な交通系ICカードについて** ————— → P21-22
- 12. よくあるご質問** ————— → P23-24
こんなときはどうするの？
- 13. 取扱規則** ————— → P25-34
バスピーの取り決めです。

1. PASPYについて

PASPYは、このマークのあるバス・路面電車等でご利用いただける便利なICカードです。

(※バス・路面電車等の前面や乗車口付近・取扱窓口に表示しています。)



PASPY

バスピーとは

PASS + HAPPY

[PASS=乗車券]

[HAPPY=幸せ]

SPEEDY

[SPEEDY=動きが早いです]

PASPYは、「バス(PASS=乗車券)」と「ハッピー(HAPPY=幸せ)」から成る造語です。速く快適に移動する「スピーディー」という意味も込められています。また、マークのデザインは、PASPYを利用できる事業体をカラフルなブロックに見立てて、交通網間を自由に行き来できる予感と楽しさを表現しています。

PASPY利用可能事業者

- ・広島電鉄・広島バス・広島交通・芸陽バス・備北交通・中国ジェイアールバス・鞆鉄道・中国バス
 - ・広島高速交通(アストラムライン)・エイチ・ディー西広島(ボン・バス)・広交観光・フォーブル
 - ・石見交通・宮島松大汽船・JR西日本宮島フェリー・広島観光開発(宮島ロープウェー)
 - ・瀬戸内海汽船・瀬戸内産交・さんようバス・井笠バスカンパニー・なべタクシー・富士交通
 - ・野呂山タクシー・朝日交通・東和交通・呉交通・倉橋交通・いわくにバス・君田交通
- ※ご利用可能な路線・航路及び取扱内容については、ご利用になる事業者にお問い合わせください。

2018年11月現在

各事業者のシンボルカラーに沿ってご用意しています。



2. PASPYの特徴

1 ご利用はタッチするだけ。とても簡単!!

PASPYをカードリーダーに1秒以上タッチするだけ。
スムーズな乗り降りが可能です。



2 パスケースなどに入れたままでもOK!!

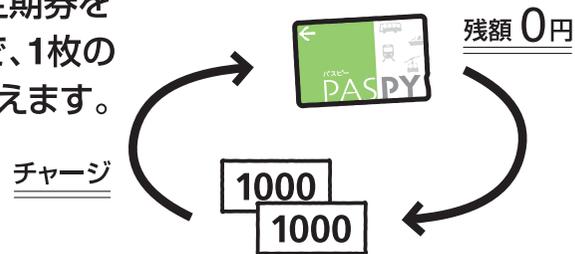
定期入れなどに入れたままでも
ご利用が可能です。

※他のICカードや金属等と一緒にタッチすると正しく読み取れない場合があります。



3 繰り返し使えて環境にもやさしい

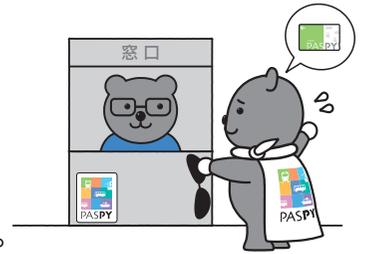
チャージ(入金)や定期券を
継続購入することで、1枚の
カードを繰り返し使えます。



4 なくしても安心の再発行!!

万が一紛失しても再発行で
できるので安心です。
もよりのPASPY取扱窓口
にお申し出ください。

※無記名PASPYは、再発行できません。
※再発行時に、デポジット500円と手数料200円を現金で申し受けます。



5 定期券もPASPYに

PASPYに定期券機能を追加して「PASPY定期券」に変更したり、
「PASPY定期券」の定期券期間を更新したりすることができます。



無記名PASPY



PASPY定期券

6 お得な割引サービス!!

利用毎の運賃を最大10%割引!!
乗り継ぎ利用もオトク!



3. PASPYの種類

PASPYには5種類のカードがあります。

PASPYには、どなたでもご利用できる「無記名PASPY」と、お申し込みいただいたご本人のみがご利用できる「記名式PASPY」があります。

また、「PASPY定期券」もありますので、ご利用方法にあわせてお選びください。



無記名PASPY



ご購入されたお客様以外に、どなたでもご利用できるカードです。

- カードをタッチすると、自動的に普通運賃を引きます。
- ※こども用はありません。
- ※紛失時の再発行はできません。
- ※窓口でお客様の情報を登録していただくことにより、記名PASPY・こどもPASPY・PASPY定期券に変更が可能です。
- ※割引PASPYへの変更はできません。

PASPY定期券



お申し込みいただいたご本人が定期券としてご利用できるカードです。

- チャージ(入金)しておけば、定期券区間外を乗車した場合でもカードをタッチすると自動的に運賃を引きます。
- 定期券を払い戻すと、記名PASPY・こどもPASPY・割引PASPYになります。無記名PASPYにはできません。
- ※事業者により取り扱いが異なったり、発売できない種類や区間の定期券があります。詳しくは購入する事業者にお問い合わせください。

記名式PASPY

記名式のPASPYは定期券機能の追加や紛失時の再発行が可能です。
(※定期券機能追加は8ページ、再発行は17、18ページをご覧ください。)



記名PASPY

お申し込みいただいたご本人のみがご利用できるカードです。

カードをタッチすると、自動的に普通運賃を引きます。お申し込み時に、お客様のお名前、生年月日、性別、電話番号の登録が必要です。
※一度登録されますと、無記名PASPYへの変更はできません。



こどもPASPY

小学生までのお客様がご利用できるカードです。

カードをタッチすると、自動的に小児運賃を引きます。12歳の誕生日経過後の3月末までご利用いただけます。(誕生日が4月1日の場合は満11歳の誕生日経過後の3月末まで) 記名PASPYと同様、お客様の情報を登録いたしますので、保険証等の公的証明書の提示をお願いします。
※期限経過後はご利用できなくなります。
記名PASPYに切り替えますので取扱窓口へお越しください。なお、切り替えは有効期限日の13日前(3月18日)から行うことができます。3月18日より前は切り替えができません。また、定期券が付加されている場合、定期券の有効期間内は切り替えができません。



割引PASPY

療育手帳、身体障害者手帳、保健福祉手帳をお持ちのお客様に発行するカードです。

カードをタッチすると、自動的に普通運賃の半額を引きます。
記名PASPYと同様、お客様の情報を登録いたしますので、ご購入時に手帳の提示をお願いします。有効期限は、発売日から2年間で、期限が切れましたらご利用できなくなりますので、事前に取扱窓口へお手持ちの割引PASPYと手帳をご持参ください。有効期限を更新いたします。
※バスご利用時は、降車の際、手帳の提示をお願いします。
※こども用もあります。(バス運賃は、小児運賃の半額。広電電車運賃は、小児運賃。)有効期限はこどもPASPYに準じます。

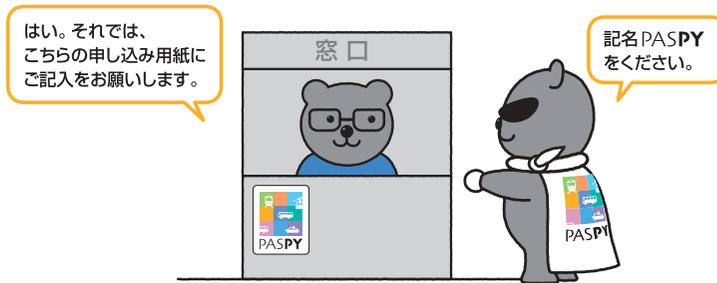
※通常の記名PASPY・無記名PASPYでも、乗務員の操作にて小児割引・特別割引をいたします。ご利用の際は乗務員にお申し付けください。
※割引適用後の運賃は、端数を10円単位に切り上げます。

4. ご購入方法

PASPYは下記の場所にてご購入いただけます。

窓口でのご購入

PASPY取扱窓口にてお申し付けください。
記名PASPY、子どもPASPY、割引PASPYについては申し込み用紙に必要事項をご記入ください。
新規ご購入の際にはデポジット(預かり金)として500円を申し受けます。
※子どもPASPY、割引PASPYの発売は、お一人様につき原則1枚までです。(ご購入の際、ご本人の保険証・手帳等のご提示をお願いいたします。)



バス・広電電車でのご購入

バス・広電電車の車内にて無記名PASPYを2,000円(デポジットを含む)でご購入いただけます。乗務員へお申し付けください。



デポジットとは…

PASPYを発売する際に、お客様からお預かりする金額(500円)のことをいいます。PASPYは購入後くり返し利用できる環境にやさしいカードです。使い捨てを防止するために、初回購入時にデポジットをお預かりしています。このデポジットは、払い戻しによりカードをご返却いただいた際にお返しします。なお、デポジットは運賃としてのご利用はできません。

※一部デポジットをお返しできない場合があります。

PASPY定期券のご購入について

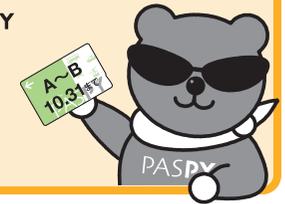
新規購入

通用開始日の14日前から PASPY取扱窓口でご購入いただけます。
申し込み用紙に必要事項をご記入ください。新規にPASPYを発行する際には個人情報登録をさせていただき、デポジット(預かり金)として500円を申し受けます。
通学定期券をご購入の場合は学校長の証明が必要です。
ご使用中のPASPYに定期券機能を付加する場合は、必ずお手持ちのPASPYをご持参ください。



定期券のご購入に関するご注意

※PASPY定期券は、定期利用される区間を運行する事業者が発行するPASPYに限られます。(ただし、ボンバス、なべタクシー、富士交通、野呂山タクシー、朝日交通、東和交通、呉交通及び倉橋交通の定期券は広島鉄道のPASPY、フォーブルの定期券はアストラムラインのPASPYに付加します。
芸陽バス、備北交通の定期券は、それぞれの事業者が発行した PASPY もしくは 広島鉄道のPASPYに付加します。君田交通の定期券は、備北交通のPASPYもしくは広島鉄道のPASPYに付加します。)
※カード内残額で定期券を購入することはできません。



継続購入

通用開始日の14日前から PASPY取扱窓口でご購入いただけます。
ご使用中のPASPY定期券のデータを更新しますので、必ずご持参ください。
新年度に通学定期券を購入される場合は学校長の証明が必要です。

※所定の申込用紙へ必要事項のご記入をお願いいたします。



5. チャージ(入金)について

PASPYはチャージ(入金)をしてカード内残額を積み増すことにより、繰り返してご利用いただけます。

チャージ金額は1,000円単位で、カード内には最大20,000円までチャージできます。

バス車内でのチャージ方法

- 

乗務員へ、チャージ金額をお申し付けください。
(乗務員の操作後は液晶画面にガイダンスが表示されます。)
- 

乗務員の操作後、カードリーダーにPASPYをおいてください。
- 

運賃箱紙幣挿入口に1,000円札を1枚ずつ挿入してください。
- 

液晶画面に「チャージ終了しました」と表示されたら、PASPYをお取りください。

広電電車内でのセルフチャージ方法

・広電電車の車内では、お客様の操作により簡単にチャージできます。
・チャージ額は、1回の操作につき1,000円です。(例:2,000円チャージする場合には、2回操作が必要です。)

- 

チャージ ボタンを押してください。
(ボタンを押すとガイダンスが表示されます。)
- カードリーダーにPASPYをおいてください。
- 紙幣(1,000円札1枚)を挿入してください。
- 再度、カードリーダーにPASPYをおいてください。
(「チャージ終了しました」と表示されたら完了です。)

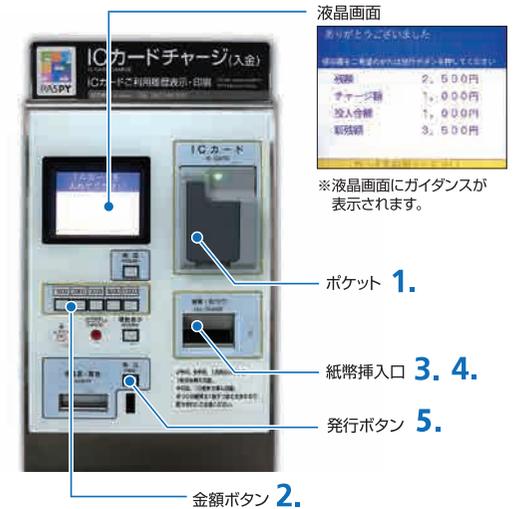
車内でのチャージに関するご注意

- ※車内でのチャージは、1,000円札のみ使用できます。(一部の車両では2千円札、5千円札、1万円札でもチャージできます。)
- ※カード内残額が10,000円を超えている場合、車内でのチャージはできません。
- ※バス車内でのチャージは、停車中をお願いいたします。
- ※チャージ金は、お釣りが要らないようにご準備ください。(お釣りは出ません)
- ※紙幣は、紙幣挿入口に入れてください。乗務員へ直接渡したり硬貨・整理券の投入口には入れないでください。
- ※車内でのチャージでは、領収書の発行はできません。
- ※事業者により、一部操作方法が異なる場合があります。

自動チャージ機のご利用方法

- 自動チャージ機のポケットへ、PASPYを投入してください。
- チャージする金額ボタンを押してください。
- 紙幣を挿入します。
- チャージ金額分の紙幣を挿入すると、完了です。
- 領収書が必要な場合は、「発行」ボタンを押してください。
(PASPYを抜き取ると領収書の発行はできません。)
- 完了後、PASPYをお取りください。

※PASPYとお釣りのお取り忘れにご注意ください。



窓口でのチャージ方法

- 受付係員へ、チャージをお申し付けください。
- チャージ代金と、PASPYを係員へお渡しください。
- 係員よりPASPYをお受け取りください。



ATM機でのチャージについて

広島県内の広島銀行及び広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫の一部ATM機でPASPYにチャージすることができます。詳しくは広島銀行及び各信用金庫へお問い合わせください。

6. ご利用方法

PASPY・PASPY定期券のご利用時は、乗車時と降車時にPASPYをカードリーダーにタッチしてください。

乗車時手順

乗車口にあるカードリーダーに、PASPYをタッチしてください。

“ピッ”という音が鳴ります。

- ※この際、カード内残額が表示されます。定期券をご利用の場合は有効期限が表示されます。残額が少ない場合は、車内でチャージが可能です。
- ※運賃先払いのバスでは、乗車時に運賃を引きます。



降車時手順

運賃箱に備え付けのカードリーダーに、PASPYをタッチしてください。

“ピピッ”という音が鳴り、液晶画面に引去った運賃とカード内残額が表示されます。定期券をご利用の場合は“ピッ”という音が鳴り、液晶画面に有効期限が表示されます。



広電電車でのご利用について

乗車時・降車時は必ず確実にカードリーダーにタッチしてください。下記の場合、次回電車ご利用時にカードが使えなくなる場合があります。

- ・降車時の運賃精算が完了していない場合
- ・乗車時にタッチした後、取りやめて電車を降りた場合（誤って違う電車に乗車した場合など）

このような場合、乗車情報を取り消す必要がありますので、広電電車内の乗務員にお申し出ください。

■乗車時にPASPYをタッチしていない場合、精算ができませんので乗務員へお知らせください。

お得な割引サービスについて

■PASPY割引

乗車ごとに、運賃に対して最大10%を割引いたします。（運賃額の端数は10円単位へ切り上げ）

●210円区間をご利用の場合… $210 - (210 \times 0.1) \div 190$ 円

●割引PASPYで210円区間をご利用の場合… $210 \div 2 \div 110$ 110 - $(110 \times 0.1) \div 100$ 円

■乗継割引

バスとバス、または広電電車とバスをPASPYで1時間以内に乗り継いだ場合、2回目のご利用時に、PASPY割引後の運賃からさらに20円（小児・割引運賃適用者は10円）の割引をいたします。

※一部適用しない路線があります。

※2回連続での乗継利用やPASPY定期券区間内と区間外の乗継利用の際、乗継割引は適用されません。

電車乗換制度について

指定電停では、30分以内に乗換前の電車と行先が異なる電車への乗換が可能です。

【的場町、八丁堀、紙屋町東、紙屋町西、本通、十日市町、土橋、皆実町六丁目、広電本社前、日赤病院前（広島港方面のみ）、宇品二丁目）

例）大人1名がPASPYで乗換の場合



ただし、以下の場合には差額運賃が必要です。

- ・白島線内で乗車し、八丁堀で乗換えた場合
- ・市内線より乗車し、乗換え後宮島線内で降車した場合
- ・宮島線内で乗車し、広電西広島で乗換えた場合

※残額不足時や往復利用では適用されません。

※全国相互利用が可能な交通系ICカードでは、お1人でのご利用に限り、乗換制度が適用されます。

詳しくは、21、22ページをご覧ください。

7. PASPY 定期券について

乗り越し精算が自動的に

定期券区間を乗り越えて降車した場合や定期券区間外から乗車して区間内で降車した場合、カード内残額から自動的に精算します。

●PASPY 定期券を上手に使うコツ

PASPY 定期券に入金(チャージ)しておけば、定期券区間外や他社路線にもスムーズに乗車できます。

定期券区間を乗り越えて降車する場合

定期券区間外の金額をカード内残額から自動精算します。

●引取り金額 $160 - (160 \times 0.1) \div 150$ 円



定期券区間外の停留所で乗車し、定期券区間外の停留所で降車する場合

定期券区間外の合算額と利用区間の普通運賃を比較し、安い金額を自動精算します。

●引取り金額 $280 - (280 \times 0.1) \div 260$ 円



都市間路線における定期券のご利用について

途中停留所が乗車または降車のみに限られる路線において、PASPY 定期券をご利用の際、定期券区間外の運賃を自動精算できない場合があります。その際は乗務員にPASPY 定期券をご提示のうえ、定期券区間外の運賃を現金等でお支払いください。

深夜バスでのご利用について

PASPY 定期券で深夜バスをご利用の場合は、自動的に深夜割増分を引取ります。

●引取り金額 $160 - (160 \times 0.1) \div 150$ 円



※一部、自動で引取らない場合があります。

その際は乗務員にPASPY 定期券をご提示のうえ、乗務員の操作後に再度PASPY 定期券をタッチしていただくと、深夜運賃との差額を引取ります。

定期券の有効期間が過ぎたら…

定期券の有効期間が過ぎますと、ご利用の際、自動的にカード内残額から運賃を引去ってしまいますので、ご注意ください。



※この画面がでると、もうすぐ期限がきれるお知らせです。

※購入時の設定により自動精算ができない場合があります。

※カード内残額がない場合は、チャージのうえ、PASPY でお支払いいただくか、現金でお支払いください。

※有効期間経過後、定期券を発行した事業者の取扱窓口でお申し付けいただくと定期券面表示を消去できます。

8. 便利な機能

PASPYは、カード内残額やご利用された履歴の確認ができたり、お知らせ機能を設定することができます。

(※定期券でのご利用は履歴表示ができません。)

残額・履歴の確認

窓口でのご確認

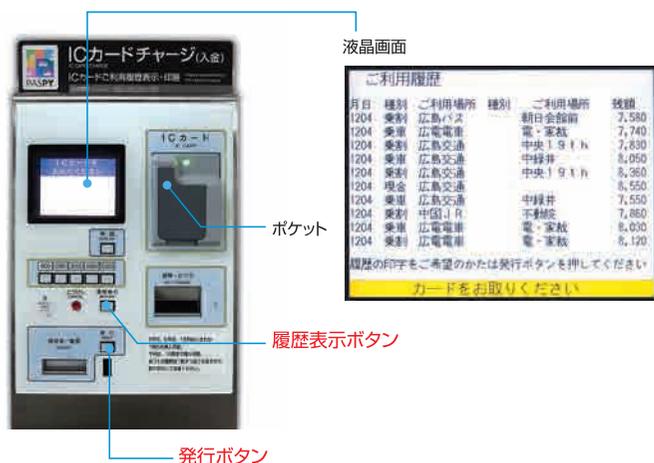
係員へお申し付けください。直近最大50件、26週間以内までの履歴をお調べいたします。また、ご希望の方には、履歴の印刷もいたします。

車内での確認

乗車及び降車の際、機器にタッチすると残額が表示されます。

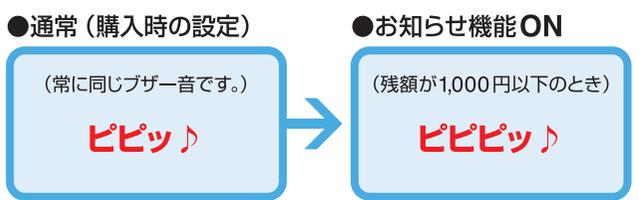
自動チャージ機での確認

PASPYをポケットへ投入し、履歴表示ボタンを押してください。直近最大20件までのご利用履歴を確認できます。また、履歴確認時に発行ボタンを押すと、画面に表示された履歴を印刷できます。



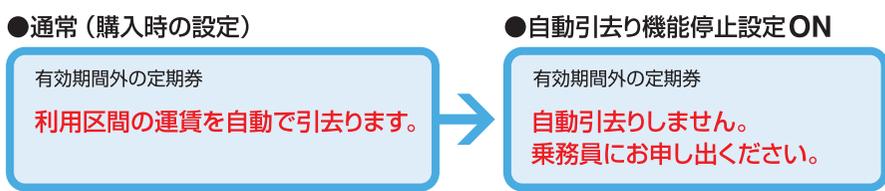
電子音でのお知らせ機能の設定

カード内残額が少なくなった場合、ブザー音を変えて降車時にお知らせすることができます。ご希望の方は、PASPY取扱窓口にてお申し付けください。



定期券有効期間外の自動引去り機能停止設定

PASPY定期券は、定期券の有効期間外の自動引去り機能を停止することができます。この機能を設定しておくことで、定期券の有効期間が過ぎているのに気づかずに、バス・広電電車をご利用になりカード内残額が減ってしまったということがなくなります。ご希望の方はPASPY取扱窓口にてお申し付けください。(※設定の変更もできます。)



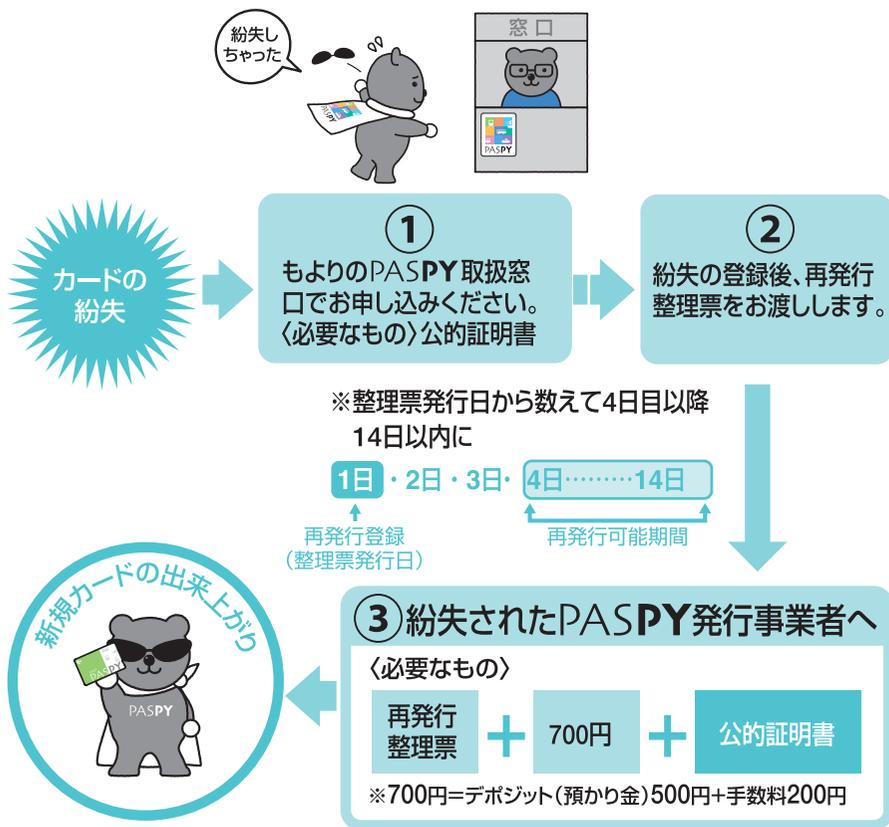
9. 再発行

記名式PASPY・PASPY定期券は、紛失しても再発行が可能です。

※無記名PASPYは、再発行できません。

再発行の流れ

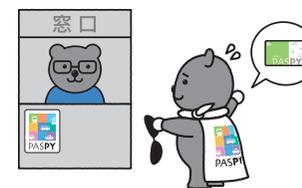
PASPY紛失時の再発行の流れに関しては、下記チャートを参考にしてください。



■PASPY定期券は、定期券を発行した事業者の取扱窓口へ営業時間内にお越しいただくと、その場で再発行できます。(カード内残額部分は除きます。)

再発行お申込み時の注意点とお願い

- 紛失登録及び再発行カード受け取りの際、ご購入時の登録情報を確認しますので、公的証明書(免許証等)の提示をお願いいたします。
- 紛失登録を行ったカードは、ご利用いただけません。
- 紛失登録の取り消しはできません。
- 再発行整理票は再発行手続きが完了するまで大切に保管してください。
- 再発行時には、デポジット(預かり金)500円と手数料200円を現金で申し受けます。
- 紛失されたカードが見つかった場合は、発行事業者の窓口へお持ちください。デポジット(預かり金)をお返しいたします。



- 紛失から再発行手続き完了までの間に生じた損害について事業者はその責を負わないものとします。
- 〈ひろぎん〉PASPYについては広島銀行にお問い合わせください。

10. 払い戻し

PASPYが不要になったときは、払い戻すことができます。また、定期券のみを払い戻し、記名式PASPYとしてご利用いただくこともできます。

PASPYが不要になったとき

■記名式PASPY・無記名PASPYの場合

カード内残額から手数料を差し引いた金額と、デポジット500円を払い戻しいたしますので、カード裏面記載の発行事業者取り扱い窓口にお申し出ください。

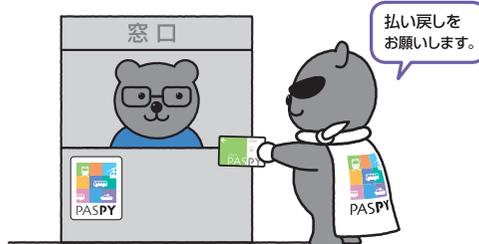
$$\text{お客様にお渡しする金額} = \text{カード内残額} - \text{払い戻し手数料 200円} + \text{デポジット 500円}$$

■PASPY定期券の場合

定期券の払い戻し計算額とカード内残額の合計から、手数料を差し引いた金額と、デポジット500円を払い戻しいたしますので、ご利用の定期券を発行した事業者の取り扱い窓口にお申し出ください。

$$\text{お客様にお渡しする金額} = \text{定期券の払い戻し計算額} + \text{カード内残額} - \text{払い戻し手数料(※)} + \text{デポジット 500円}$$

※払い戻し手数料は、事業者により異なります。



定期券のみが不要になったとき

■カードは記名式PASPYとして引き続きご利用いただけます。



定期券の払い戻し計算額から、手数料を差し引いた金額を払い戻しいたしますので、ご利用の定期券を発行した事業者の取り扱い窓口にお申し出ください。

$$\text{お客様にお渡しする金額} = \text{定期券の払い戻し計算額} - \text{払い戻し手数料(※)}$$

※払い戻し手数料は、事業者により異なります。

定期券を払い戻しても、カードはずっと使えるよ。



※PASPY定期券は、カード内残額のみ払い戻しはできません。
 ※払い戻しの際は、ご本人を確認できる公的証明書(免許証等)が必要です。(無記名PASPYを除く)
 ※「カード内残額」または「カード内残額と定期券の払い戻し計算額を合算した額」が払い戻し手数料額以下の場合は、デポジットのみお返しいたします。

11. 全国相互利用が可能な交通系ICカードについて

PASPYエリアでは、下記の全国相互利用が可能な交通系ICカード(以下、「全国相互利用ICカード」といいます。)がご利用いただけます。



 このマークは、交通系ICカード全国相互利用のシンボルマークです。お手持ちの交通系ICカードは、全国の  マークのある鉄道・バス・お店などで使えます。

■全国相互利用ICカードご利用にあたっての注意事項

PASPY割引、乗継割引(バス⇄バス、広電電車⇄バス)は適用されません。広電電車ご利用時に複数人でご利用される等以下★の場合は、電車乗換制度は適用されません。

★:1枚のカードで「大人2名」、「大人割引1名」、「大人1名・小児1名」、「小児1名」など、乗務員操作が必要なお利用の場合

■チャージについて

チャージはバス・広電電車車内でのみ可能です。PASPY取扱の自動チャージ機、窓口及びATM機ではチャージできません。

全国相互利用ICカードとPASPY両方をお持ちのお客様は、バス・広電電車車内でチャージする際、チャージされるカードをパスケース等から取り出してチャージしていただきますようお願いいたします。

■アストラムラインでのご利用について

アストラムラインについては、アストラムライン版PASPYご利用案内をご覧ください。どうか、アストラムラインへお問い合わせください。



12. よくあるご質問

Q. 降車時に残額が不足している場合は？

降車時に残額が不足した際は、以下のいずれかの方法でお支払いください。

- その場でチャージを行い、PASPYでお支払いください。
- 不足分を現金等でお支払いいただけます。
その場合、乗務員にお申し付けのうえ、まず不足分をお支払いいただき、必ず乗務員の操作後、再度カードをタッチしてください。
PASPY割引は適用されません。
- 利用区間の運賃をすべて現金等でお支払いいただけますが、PASPY割引は適用されません。



Q. カード内残額があるのに、PASPYが使えなかった場合は？

以下の原因が考えられます。

- 他のICカードと同時にタッチした。→ **Check** PASPY 1枚でタッチしてください。
- こどもPASPY、割引PASPYの期限が切れていた。
→ **Check** 発行した事業者の取扱窓口で、所定の手続きを行ってください。
- 広電電車で降車処理がされていない。
→ **Check** 広電電車内の乗務員へお申し出ください。

※ 上記以外でPASPYが使えなくなった場合は、発行した事業者へお問い合わせください。

Q. 結婚・引越などで名前・電話番号が変わった場合は？(記名式PASPY)

発行した事業者の取扱窓口にて、登録情報の変更をいたします。

お名前の変更の際には、公的証明書等本人のお名前を確認できる書類等のご提示をお願いいたします。

Q. 全国相互利用が可能な交通系ICカード(Suica・PASMOなど)は使えますか？

PASPYに加え、下記の10種類の交通系ICカードがご利用いただけます。

Kitaca、PASMO、Suica、manaca(マナカ)、TOICA、PiTaPa、ICOCA、はやかけん、nimoca、SUGOCA

Q. チャージしたお金は返してもらえますか？

一旦チャージしたお金は返金できません。

所定の払戻手数料を申し受け、カードごとの払い戻しとなります。

チャージの際は、入金額をよくお確かめください。

Q. PASPYをJRの列車で利用できますか？

PASPYでは、JRの列車をご利用いただけません。



Q. 1枚のPASPYで複数人の利用はできますか？

利用はできますが、スムーズな乗り降りのため、お1人様1枚のご利用をお勧めいたします。

Q. すでに使用しているPASPYに定期券機能をつけられますか？

定期券発行事業者と同じ事業者が発行するPASPYであれば可能です。

(詳しくは、6、8ページをご覧ください。)

Q. PASPY通勤定期券で「のれバスで～き(環境定期券制度)」を利用する際の運賃精算はどのような？

降車時に液晶画面に「バス環境定期適用」と表示されますので、該当する運賃を現金又はPASPYでお支払いください。

PASPYの場合は利用人数を乗務員にお知らせいただき、乗務員の操作後にタッチしてください。

PASPY割引・乗継割引はありません。

〈のれバスで～き(環境定期券制度)とは〉

通勤定期券(大人)をお持ちのお客様が、バス環境定期券制度の適用日に使用された場合、定期券有効区間外であっても100円で利用できる制度です。
また、同伴の家族(両親・祖父母・配偶者・兄弟姉妹・子供)も同様にバス環境定期券制度が適用されます。

	定期有効区間	定期有効区間外
通勤定期券をお持ちの方	0円	100円
同伴の家族(大人1人毎)		100円
同伴の家族(小児1人毎)		50円

Q. PASPYの券面表示が不鮮明になりました。

窓口係員にお申し出ください。

Q. 子供がこどもPASPY以外のPASPYを使う場合は、小児運賃は適用されますか？

適用できます。降車の際、カードをタッチする前に乗務員にお知らせください。

13. 取扱規則

ICカード乗車券取扱規則（乗合バス）

PASPYをご利用いただく際の取り扱いには、各事業者が定める「ICカード乗車券取扱規則」によります。なお、下記の条文は、標準的なものを掲載しているため、各事業者により、一部表現が異なる場合があります。

第1編 総則

(目次)

第1条 この規則は、〇〇〇〇株式会社(以下「当社」といいます。)(が、ICカードを媒体としたストアードフェアカードおよび定期乗車券(以下「ICカード乗車券」といいます。))の利用者に提供するサービスの内容及び利用者からそれらを受けるための条件を定め、もって利用者の利便向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 当社及び「別表1-1」に定めるPASPY運営協議会の加盟事業者が発行するICカード乗車券(以下、「PASPY乗車券」といいます。))による当社路線に係る旅客の運送等については、この規則の定めるところによります。

2 当社路線において旅客の運送等を行うPASPY乗車券以外のICカード乗車券は「別表1-2」に定める全国相互利用が可能なICカード乗車券とし、取り扱いについては、この規則の定めるところによります。ただし、次の各号の取り扱いはしません。

- (1) 発売及び払い戻し
- (2) 紛失再発行及び障害再発行
- (3) 個人情報、付加サービス情報の更新、変更
- (4) 第28条に定める運賃の割引

3 この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げたとおりとします。

- (1) 「当社路線」とは、当社の経営する乗合バス路線をいいます。
- (2) 「PASPY」とは、SF機能のみを搭載したICカード乗車券をいいます。
- (3) 「PASPY定期券」とは、券面に定期乗車券の表記を行ったものであって、定期乗車券機能を有するICカード乗車券をいいます。
- (4) 「SF(ストアードフェア)」とは、ICカード乗車券に記録される金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いや乗車券等との引換えに充当するものをいいます。
- (5) 「チャージ」とは、ICカード乗車券に入金してSFを積み増しすることをいいます。
- (6) 「デポジット」とは、返却することを条件に收受するICカード乗車券の利用権の代価をいいます。
- (7) 「R/W(リーダライタ)」とは、バス車内に設置した装置で、乗車処理をするために設置したもので(以下「降車用R/W」という)ことをいいます。
- (8) 「自動チャージ機」とは、地上に設置するSFチャージ専用の機器のことをいいます。
- (9) 「電車」とは、広島電鉄株式会社が発行する鉄軌道線のことをいいます。

(契約の成立時期及び適用規定)

第4条 ICカード乗車券による契約の成立時期は、ICカード乗車券を購入したときとします。

2 個別の運送契約の成立時期は、バス車内のR/Wで乗車処理をしたときとします。

(規則等の変更)

第5条 この規則及びこれに基づいて定められた規程は、予告なしに変更されることがあります。

2 この規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによります。

(個人情報の取り扱い)

第6条 ICカード乗車券に係る個人情報については、別に定める規程により取り扱います。

(旅客の同意)

第7条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規程を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(取扱区間)

第8条 ICカード乗車券の取扱区間は、当社の指定する乗合バス路線とします。

(使用方法)

第9条 ICカード乗車券を除いて乗車するときは、乗車用R/Wで乗車処理を行い、降車するときは同一のICカード乗車券により降車用R/Wで降車処理を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、ICカード乗車券をPASPY取扱窓口で精算することがあります。

3 前各項の場合、SF残額は10円単位で旅客運賃等に充当します。

(制限事項等)

第10条 1回の乗車につき、2枚以上のICカード乗車券を同時に使用することはできません。

2 次の各号の一に該当する場合には、ICカード乗車券を使用することができません。

- (1) IC乗車券のSF残額が0円とき。
- (2) ICカード乗車券の破損、R/Wの故障等によりICカード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき。
- (3) 記名式ICカード乗車券をその記名人以外が使用することはできません。
- (4) 偽造、変造又は不正に作成されたICカード乗車券を使用することはできません。

(制限又は停止)

第11条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。

- (1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止
- (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・若しくは乗車する車両等の制限

2 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

(機器の故障等)

第12条 バス車内の機器類(R/W等)が故障した場合は、乗車区間の運賃はICカード乗車券以外の手段によりお支払いいただくものとします。

第2編 ICカード乗車券

第1章 基本事項

(ICカード乗車券の種類)

第13条 当社で利用できるICカード乗車券の種類はPASPY乗車券については「別表2-1」、全国相互利用が可能なICカード乗車券については「別表2-2」に定めるものとする。

(PASPY乗車券の所有権)

第14条 当社が発行したPASPY乗車券の所有権は当社に帰属します。

2 PASPY乗車券が不要となったとき及びそのPASPY乗車券を使用する資格を失ったときは、PASPY乗車券を返却しなければなりません。

3 当社の都合により、当社発行のPASPY乗車券を予告なく交換することがあります。

(デポジット)

第15条 当社はPASPY乗車券を発売するにあたり、ICカードを旅客に貸与するものとします。この場合、デポジットとしてICカード1枚につき500円を收受します。

2 前項の規定にかかわらず、デポジットの額を変更する場合があります。

3 旅客がPASPY乗車券を返却したときは、第16条及び第21条並びに第39条に定める場合を除き、当社はデポジットを返却します。

4 デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

(PASPY乗車券の失効)

第16条 カードの発行、交換、SFの使用、SFのチャージ又はPASPY定期券の発売若しくは更新のいずれかの取り扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取り扱いが行われなかった場合、当社が特に定めた場合にはPASPY乗車券は失効させることがあります。

2 前項の規定にかかわらず、遺失物の適用を受け、公告期間を経過したPASPY乗車券は失効します。

3 前各項により失効したICカードのSF及びデポジットの返却を請求することはできません。

PASPY 運営協議会では、PASPY 公式サイトに個人情報保護に関するガイドラインを掲載しております。

(チャージ)

第17条 旅客はICカード乗車券に、PASPY取扱窓口(全国相互利用が可能なICカード乗車券を除く)、自動チャージ機(全国相互利用が可能なICカード乗車券を除く)及びバス車内等により、所定の金額をチャージすることができます。

2 ICカード乗車券のチャージ額は、「別表3」に定めるいずれかの額をチャージすることができます。

(SF利用履歴の確認)

第18条 旅客はICカード乗車券の利用履歴をPASPY取扱窓口及び自動チャージ機において、次の各号に定めたとおり確認することができます。

- (1) 利用履歴の内容は、SFを使用して乗車し、精算を行った場合の取扱月日、取扱箇所及びSF残額とします。
- (2) 利用履歴は、最近の利用履歴から最大50件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができます。
- (3) 正常に処理されなかった場合及び26週間を経過した場合の利用履歴は確認できません。

(運賃の減額)

第19条 ICカード乗車券のSFを用いて乗車する場合には、降車時に当該乗車区間の所定の旅客運賃相当額をSFより減額します。この場合、小児用ICカード乗車券にあつては小児普通旅客運賃を、大人割引PASPYにあつては大人普通旅客運賃の半額を、こども割引PASPYにあつては小児普通旅客運賃の半額を減額します。

(効力)

第20条 ICカード乗車券を使用する場合の効力は、次の各号に定めたとおりとします。

- (1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとします。
- (2) 途中下車の取り扱いはしません。

(無効となる場合)

第21条 ICカード乗車券は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。

- (1) 偽造、変造または不正に作成されたICカード乗車券を所持している場合
- (2) その他不正乗車の手段として使用した場合

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

第22条 前条の規定によりICカード乗車券を無効として回収した場合は、乗車区間に対する片道普通旅客運賃と、これと同額の割増運賃をあわせて收受します。

2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を收受する場合において、旅客の乗車停留所が判明しない場合は当該運行系統の始発停留所から乗車したものと取り扱います。

(運行中止の場合の取扱方)

第23条 乗車R/Wによる処理を受けた後、バスが運行中止となった場合は、次の各号に定めるいずれかの取り扱いを選択のうえ請求することができます。

- (1) 発停留所までの無賃送還
この場合、乗車区間の運賃は收受しません。ただし、無賃送還中の途中停留所から下車した場合は、次号に定める取り扱いを適用します。
- (2) 発停留所に至る途中停留所までの無賃送還
この場合、発停留所から途中停留所までの所定の旅客運賃相当額を、途中停留所においてICカード乗車券のSF残額から減額します。
- (3) 不通区間の別途旅行
運行中止となった区間を旅客が当社路線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発停留所から旅行中止停留所までの所定の旅客運賃相当額を、旅行中止停留所においてICカード乗車券のSF残額から減額します。

2 当社が不通区間に対して振替輸送等他の輸送手段を講じた場合の取扱方は別に定めるところによります。

第2章 PASPY(SF)

(所持資格)

第24条 PASPYの所持資格は「別表4-1」に定めます。

(発売)

第25条 PASPYは、当社が指定するPASPY取扱窓口で発売します。

2 記名式PASPYの購入は別に定める申込書に必要事項を記載し、提出しなければなりません。

3 こどもPASPYの購入にあつては、記名人本人であることを確認するため、公的証明書を提示しなければなりません。

4 大人割引PASPY、こども割引PASPYの購入または利用にあつては身体障害者手帳、療育手帳または保健福祉手帳のいずれかを提示しなければなりません。

(発売額)

第26条 PASPYの発売額は2,000円(デポジット500円を含む。)です。

2 前項の規定にかかわらず、発売額を変更して発売することがあります。

(更新期限)

第27条 PASPYの更新期限は「別表4-1」に定めるものとし、更新手続きはPASPY取扱窓口において受け付けます。

2 PASPYの更新に関する手数料は收受しません。

(運賃の割引)

第28条 PASPYのSFから運賃を減額する場合、普通旅客運賃相当額から10%を割り引いて10円単位に切り上げた割引後運賃を減額します。

2 PASPYを利用してバスとバスまたはバスと電車を60分以内に乗り継ぐ場合、2回目の利用のときに前項の割引後運賃から20円(こどもPASPY、大人割引PASPY、こども割引PASPYの場合は10円)を差し引いた割引後運賃を減額します。

3 前各項の運賃の割引は、一部路線において適用しない場合があります。運賃を適用しない路線については別に定めます。また前各項の規定にかかわらず割引率および割引額を変更することがあります。

(紛失再発行)

第29条 PASPYは次の各号の条件をすべて満たす場合に限り、PASPY取扱窓口にて、紛失あるいは盗難にあったPASPYの使用停止処置を行い、再発行を行います。

- (1) 記名式PASPYであること。
- (2) 再発行登録申込書提出時及び再発行を行うときに、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該PASPYの記名人本人であることを証明できること。
- (3) 再発行を行う前に、PASPYの処理が可能な全ての機器に対して当該PASPYの使用停止措置が完了していること。
- (4) 前項の規定により再発行の取り扱いを行う場合は、PASPY1枚につきデポジット500円と再発行手数料200円を現金で收受します。
- (5) 再発行は使用停止手続日を除く3日目以降14日以内に、再発行時点でのSF残額により行います。
- (6) 使用停止手続を受けた後、これを取り消すことはできません。
- (7) 第1項及び第2項の取り扱いを行った後に、紛失したPASPYを発見した場合は、旅客はこれを再発行を行った窓口に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。ただし、当該PASPYとともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書の提示により記名人本人であることを証明したときに限ります。

(当社の免責事項)

第30条 紛失または盗難にあったPASPYの使用停止処置が完了するまでの間に、当該PASPYの払い戻しやSFの使用等で生じた損害等については、当社はその責めを負いません。

(障害再発行)

第31条 PASPYの破損等によってPASPYの取り扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該PASPYのSF残額と同額のPASPYの再発行の取り扱いを行うことがあります。ただし、別に定める申込書をPASPY取扱窓口にて提出したときに限り取り扱うものとし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取り扱いを行いません。

2 前項の規定により再発行の取り扱いを行う場合は、PASPY1枚につきデポジット500円を収受します。また再発行の原因が旅客の責めにある場合は、200円の再発行手数料を現金で収受します。

(払い戻し)

第32条 旅客は、PASPYが不要となった場合は、PASPYを購入されたPASPY取扱窓口申し出ることにより、SF残額の払い戻しを請求することができます。この場合、手数料としてPASPY1枚につき200円を収受します。

2 前項の規定によりPASPYの払い戻しを請求する場合、旅客は別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該PASPYの記名人本人であることを証明したときに限り(但し無記名のPASPYを除きます)払い戻しを行います。3 前各項の規定により払い戻す場合には、デポジットを返却します。

第3章 PASPY定期券

(PASPY定期券の所持資格)

第33条 各種PASPY定期券の所持資格は「別表4-2」に定めるものとします。

(発売)

第34条 PASPY定期券は、当社が指定するPASPY取扱窓口で発売します。2 PASPY定期券購入は、別に定める申込書に定期券の種類、利用区間、氏名、生年月日、住所等の必要事項を記載し、提出しなければなりません。3 小児用PASPY定期券の購入にあたっては、記名人本人であることを確認するため、公的証明書を提示しなければなりません。4 障害者割引用PASPY定期券の購入にあたっては身体障害者手帳、療育手帳、保健福祉手帳のいずれかを提示しなければなりません。5 PASPY定期券の新規購入、継続購入は通用開始日の14日前とします。

(小児用PASPY定期券、障害者割引用PASPY定期券の取り扱い)

第35条 小児用、障害者割引用のPASPY定期券は、それぞれ、子どもPASPY、大人割引IPASPY、子ども割引IPASPYのカードで発売します。2 子どもPASPY、大人割引IPASPY、子ども割引IPASPYには更新期限があり、それぞれの更新期限を過ぎてのPASPY定期券の発売及び利用はできません。3 前項の更新期限は「別表4-2」に定めるものとし、更新手続きはPASPY取扱窓口において受け付けます

(運賃の減額等)

第36条 SFをチャージした有効期間内のPASPY定期券を使用し、有効区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車として取り扱い、別途乗車区間の普通旅客運賃相当額をSFより減額します。この場合、小児用PASPY定期券にあつては小児普通旅客運賃を、障害者割引用PASPY定期券にあつては大人普通旅客運賃の半額を、小児障害者割引用PASPY定期券にあつては小児普通旅客運賃の半額を減額します。2 有効区間を是んで、有効区間外の停留所を乗車するときは、前後の有効区間外乗車運賃の合計額よりも通し運賃が安価になる場合は、通し運賃をSFより減額します。3 有効期間の開始日もしくは有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、実際の乗車区間の普通旅客運賃相当額をSFより減額します。4 前各項の乗車から減額については第28条に定める運賃の割引を適用します。

(再印字)

第37条 PASPY定期券は、その券面表示事項が不明となったときは使用することができません。2 券面表示事項が不明となったPASPY定期券について、旅客はこれをPASPY取扱窓口に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。

(効力)

第38条 第34条の規定により発売したPASPY定期券は、一般乗合旅客自動車運送事業の運送約款の定めにより取り扱います。2 SFをチャージしたPASPY定期券を定期券の有効区間外又は有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に使用し乗車する場合の効力は、第20条の規定を準用します。

(無効となる場合)

第39条 PASPY定期券は、第21条に定めるほか次の各号の一に該当する場合は無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。
(1) 記名人以外の方が使用した場合
(2) 券面表示事項が不明となったPASPY定期券を使用した場合
(3) 使用資格・氏名・年齢・区間または通学の事実を偽って購入したPASPY定期券を使用した場合
(4) 券面表示事項を偽り消し、または改変して使用した場合
(5) PASPY定期券を所持する旅客が「別表4-2」に定める所持資格を失った後に当該PASPY定期券を使用した場合

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第40条 前条の規定により、PASPY定期券は無効として回収した場合は、第22条に定める旅客運賃・増運賃を収受します。

(紛失再発行)

第41条 PASPY定期券は次の各号の条件をすべて満たす場合に限り、PASPY取扱窓口にて、紛失あるいは盗難にあったPASPY定期券(SF残額がある場合は当該SFを含む。)の使用停止処置を行い、再発行を行います。
(1) 再発行登録申込書提出時及び再発行を行うときに、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該PASPY定期券の記名人本人であることを証明できること。
(2) 再発行を行う前に、PASPY定期券の処理が可能な全ての機器に対して当該PASPY定期券の使用停止処置が完了していること。
(3) 前項の規定により再発行の取り扱いを行う場合は、PASPY定期券1枚につきデポジット500円と再発行手数料200円を現金で収受します。
(4) 再発行は使用停止手続日を除く3日目以降14日以内に行います。
(5) 使用停止手続を受けた後、これを取り消すことはできません。
(6) 第1項及び第2項の取り扱いを行った後に、紛失したPASPY定期券を発見した場合は、旅客はこれを再発行を行った窓口に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。ただし、当該PASPY定期券とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書の提示により記名人本人であることを証明したときに限り再発行します。

(当社の免責事項)

第42条 紛失または盗難にあったPASPY定期券の使用停止処置が完了するまでの間に、当該PASPY定期券の払い戻しやSFの使用等で生じた損害等については、当社はその責めを負いません。

(障害再発行)

第43条 PASPY定期券の破損等によってPASPY定期券の取り扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該PASPY定期券(SF残額がある場合は当該SFを含む。)の再発行の取り扱いを行うことがあります。ただし、別に定める申込書をPASPY取扱窓口にて提出したときに限り取り扱うものとし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取り扱いを行いません。2 前項の規定により再発行の取り扱いを行う場合は、PASPY定期券1枚につきデポジット500円を収受します。また再発行の原因が旅客の責めにある場合は、200円の再発行手数料を現金で収受します。

(払い戻し)

第44条 旅客は、PASPY定期券が不要となった場合は、PASPY定期券を購入されたPASPY取扱窓口にて申し出ることにより、払い戻しを請求することができます。
(1) PASPY定期券に付加した定期券のみ払い戻す場合は、一般乗合自動車運送事業の運送約款に基づき払い戻しを行い、PASPY定期券から定期券機能のみ消去して、カードは旅客に返却します。
(2) PASPY定期券をSF残額も含めてすべて払い戻す場合は、一般乗合自動車運送事業の運送約款に基づき定期券の払い戻しおよびSFの残額の払い戻しを行い、カードは回収します。
2 PASPY定期券を払い戻す場合、手数料としてPASPY定期券1枚につき500円を収受します。
3 前各項の規定によりPASPY定期券の払い戻しを請求する場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該PASPY定期券の記名人本人であることを証明したときに限り、払い戻しを行います。
4 前各項の規定により払い戻す場合には、デポジットを返却します。

【付則】 この規則は、平成30年3月17日より施行します。

別表1-1(第2条 PASPY 運営協議会加盟事業者)

運営協議会加盟事業者名(順不同)	
広島電鉄株式会社	備北交通株式会社
広島バス株式会社	鞆鉄道株式会社
広島交通株式会社	広島高速交通株式会社
中国ジェイアールバス株式会社	株式会社中国バス
芸陽バス株式会社	

※旧東交交通局が発行したPASPYについては広島電鉄株式会社発行のものとして取り扱います。

別表1-2(第2条 全国相互利用が可能な事業者等)

全国相互利用が可能な事業者等(順不同)	
北海道旅客鉄道株式会社	株式会社バスモ
東日本旅客鉄道株式会社	東京モノレール株式会社
東京臨海高速鉄道株式会社	株式会社古屋交通開発機構
株式会社エムアイシー	東海旅客鉄道株式会社
株式会社スルッとKANSAI	西日本旅客鉄道株式会社
福岡交通局	株式会社ニモカ
九州旅客鉄道株式会社	

(順不同)

別表2-1(第13条 ICカード乗車券の種類：PASPY乗車券)

種類	対象		
	無記名PASPY	記名PASPY	
PASPY	記名式	大人の方を対象としたSF機能を持つ乗車券	
		子どもPASPY	小児の方を対象としたSF機能を持つ乗車券
		大人割引IPASPY	割引適用者の方を対象としたSF機能を持つ乗車券
		子ども割引IPASPY	小児割引適用者の方を対象としたSF機能を持つ乗車券
PASPY定期券	通勤定期券	大人用	大人の方を対象とした定期券。SF機能を有する場合は大人の方を対象としたSF機能を持つ。
		小児用	小児の方を対象とした定期券。SF機能を有する場合は小児の方を対象としたSF機能を持つ。 ※ただし小児割引適用者の方は、「子ども割引IPASPY」のSF機能を持つ定期券。
		障害者割引用	割引適用者の方を対象とした定期券。SF機能を有する場合は割引適用者の方を対象としたSF機能を持つ。
		通学定期券及び通勤通学定期券	大人用
	小児用	小児の方を対象とした定期券。SF機能を有する場合は小児の方を対象としたSF機能を持つ。 ※ただし小児割引適用者の方は、「子ども割引IPASPY」のSF機能を持つ定期券。	
	障害者割引用	割引適用者の方を対象とした定期券。SF機能を有する場合は割引適用者の方を対象としたSF機能を持つ	



別表2-2(第13条 ICカード乗車券の種類:全国相互利用可能なICカード乗車券)

相互利用他社等	種類	対象
北海道旅客鉄道株式会社	Kitaca乗車券及びKitaca定期乗車券	SF機能を有しないICカード乗車券、 特定割引を適用して発売した ICカード乗車券を除く。
株式会社ハスモ	PASMO及びPASMO定期券	
東日本旅客鉄道株式会社	Suica乗車券及びSuica定期乗車券	
東京モノレール株式会社	モノレールSuica乗車券及びモノレールSuica定期乗車券	
東京臨海高速鉄道株式会社	りんかいSuica乗車券及びりんかいSuica定期乗車券	
株式会社名古屋交通開発機構	マナカ及びマナカ定期券	
株式会社エムアイシー	manaca及びmanaca定期券	
東海旅客鉄道株式会社	TOICA及びTOICA定期券	
株式会社スルッとKANSAI	PiTaPaカード	
西日本旅客鉄道株式会社	ICOCA乗車券及びICOCA定期乗車券	
福岡市交通局	はやかけん及びはやかけん定期券	
株式会社ニモカ	nimocaカード及びnimoca定期乗車券	
九州旅客鉄道株式会社	SUGOCA乗車券及びSUGOCA定期券	

別表3(第17条 チャージ額)

取扱窓口	1回当たりのチャージ取扱額
PASPY 取扱窓口	1,000円単位でチャージすることができる。ただし、1枚あたりのSF残高は20,000円を超えることはできない。 ※PASPY取扱窓口では全国相互利用可能なICカード乗車券へのチャージを行わない。
自動チャージ機	1,000円単位でチャージすることができる。ただし、1枚あたりのSF残高は20,000円を超えることはできない。 ※自動チャージ機では全国相互利用可能なICカード乗車券へのチャージを行わない。
バス車内	1,000円単位でチャージすることができる。ただし、1枚あたりのSF残高は20,000円を超えることはできない。 またSF残高が10,000円を超えている場合、車内ではチャージできない。
PASPYチャージ対応の銀行ATM機	1,000円単位でチャージすることができる。ただし、1枚あたりのSF残高は20,000円を超えることはできない。 ※銀行ATM機では全国相互利用可能なICカード乗車券へのチャージを行わない。

別表4-1(第24条及び第27条 PASPYの所持資格及び更新期限)

種類	所持資格	更新期限
PASPY	無記名PASPY	なし
	記名PASPY	中学生以上の方
	子どもPASPY	小学生以下の方 満12才の誕生日後に迎える3月31日まで (誕生日が4月1日の場合は満11歳の誕生日後の3月31日まで)
	大人割引PASPY	中学生以上の方で、身体障害者手帳・療育手帳・保健福祉手帳の交付を受けた方 発売日(更新日)から2年
	子ども割引PASPY	小学生以下の方で、身体障害者手帳・療育手帳・保健福祉手帳の交付を受けた方 満12才の誕生日後に迎える3月31日まで (誕生日が4月1日の場合は満11歳の誕生日後の3月31日まで)

別表4-2(第33条、第35条、及び第39条 PASPY定期券の所持資格及び更新期限)

種類	所持資格	更新期限
PASPY定期券	大人用	中学生以上の方
	小児用	小学生以下の方 満12才の誕生日後に迎える3月31日まで (誕生日が4月1日の場合は満11歳の誕生日後の3月31日まで)
	障害者割引用	中学生以上の方で身体障害者手帳・療育手帳・保健福祉手帳の交付を受けた方 発売日(更新日)から2年
	大人用	学校教育法第1条に規定する学校及び当社が指定する学校に通学する中学生以上の方 なし ※毎年4月1日以降、最初に購入する場合は通学を証明する書類が必要。
	小児用	学校教育法第1条に規定する学校・幼稚園及び児童福祉法第39条に規定する保育所並びに当社が指定する学校に通学する小学生以下の方 満12歳の誕生日に迎える3月31日まで (誕生日が4月1日の場合は満11歳の誕生日後の3月31日まで) ※毎年4月1日以降、最初に購入する場合は通学を証明する書類が必要。
	障害者割引用	学校教育法第1条に規定する学校及び当社が指定する学校に通学する方で、身体障害者手帳・療育手帳・保健福祉手帳の交付を受けた方 発売日(更新日)から2年 ※毎年4月1日以降、最初に購入する場合は通学を証明する書類が必要。

ICカード乗車券取扱規則(広電電車)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、広島電鉄株式会社(以下「当社」といいます。)(が、ICカードを媒体としたストアードフェアカード(以下「ICカード乗車券」といいます。))の利用者に提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 当社において旅客の運送等を行うICカード乗車券は、当社及び「別表1-1」に定めるPASPY運営協議会の加盟事業者が発行する「ICカード乗車券(以下、「PASPY乗車券」といいます。))及び「別表1-2」に定める全国相互利用可能なICカード乗車券(SF機能を有するものに限る)とします。
2 前項のICカード乗車券による当社路線に係る旅客の運送等については、この規則の定めるところによります。ただし、全国相互利用可能なICカード乗車券については次の各号の取扱いはしません。

- (1) 発売および払い戻し
 - (2) 紛失再発行および障害再発行
 - (3) 個人情報、付加サービス情報の更新、変更
 - (4) 第24条に定める運賃の割引
- 3 この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。

(用語の意義)

- 第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。
 (1) 「当社路線」あるいは「電車」とは、当社の経営する軌道、鉄道をいいます。
 (2) 「PASPY」とは、SF機能のみを搭載したICカード乗車券をいいます。
 (3) 「PASPY定期券」とは、ICカード乗車券のうち券面に定期乗車券の表記を行ったものであって、定期乗車券機能を有するICカード乗車券をいいます。
 (4) 「SF(ストアードフェア)」とは、ICカード乗車券に記録される金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いや乗車券等との引換えに充当するものをいいます。
 (5) 「チャージ」とは、ICカード乗車券に入金してSFを積み増しすることをいいます。
 (6) 「デポジット」とは、返却することを条件に収受するICカード乗車券の利用権の代価をいいます。
 (7) 「R/W(リーダーライク)」とは、電車車内あるいは停留場に設置した装置で、乗車処理をするために設置したもの(以下「降車用R/W」という)と降車処理をするために設置したもの(以下「降車用R/W」という)のことをいいます。
 (8) 「自動チャージ機」とは、駅、停留場、営業所等に設置するSFチャージ専用の機器のことをいいます。
 (9) 「バス」とはPASPY乗車券により乗車できるバスをいいます。

(契約の成立時期及び適用規定)

第4条 ICカード乗車券による契約の成立時期は、ICカード乗車券を購入したときとします。
2 個別の運送契約の成立時期は、電車車内のR/Wで乗車処理をしたときとします。

(規則等の変更)

第5条 この規則及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。
2 この規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによります。

(個人情報の取り扱い)

第6条 ICカード乗車券に係わる個人情報については、別に定める規定により取り扱います。

(旅客の同意)

第7条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(取扱区間)

第8条 ICカード乗車券の取扱区間は、当社の指定する軌道、鉄道路線とします。
2 前項の定めにかかわらず、R/Wを設置しない車両ではご利用いただけません。

(使用方法)

第9条 ICカード乗車券を用いて乗車するときは、乗車用R/Wで乗車処理を行い、降車するときは同一のICカード乗車券により降車用R/Wで降車処理を行わなければなりません。
2 前項の定めにかかわらず、ICカード乗車券はICカード取扱窓口で精算します。
3 前各項の場合、SF残額は10円単位で旅客運賃等に充当します。

(制限事項等)

第10条 1回の乗車につき、2枚以上のICカード乗車券を同時に使用することはできません。
2 乗車時に使用したICカード乗車券を降車時に使用しなかった場合は、当該ICカード乗車券で再び乗車することはできません。
3 次の各号の一に該当する場合には、ICカード乗車券を使用することができません。
 (1) ICカード乗車券のSF残額が0円とき。
 (2) ICカード乗車券の破損、R/Wの故障等によりICカード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき。
 4 記名式ICカード乗車券をその記名人以外が使用することはできません。
 5 偽造、変造又は不正に作成されたICカード乗車券を使用することはできません。

(制限又は停止)

第11条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。
 (1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止
 (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・若しくは乗車する車両等の制限
 2 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

(機器の故障等)

第12条 電車車内の機器類(R/W等)が故障した場合は、乗車区間の運賃はICカード乗車券以外の手段によりお支払いいただくものとします。この場合、PASPY利用で適用される割引は受けられません。

(ICカード乗車券の種類)

第13条 当社で利用できるICカード乗車券の種類はPASPY乗車券については「別表2-1」、全国相互利用可能なICカード乗車券については「別表2-2」に定めるものとします。

(PASPY乗車券の所有権)

第14条 当社が発行したPASPY乗車券の所有権は当社に帰属します。
2 PASPY乗車券が不要となったとき及びそのPASPY乗車券を使用する資格を失ったときは、PASPY乗車券を返却しなければなりません。
3 当社の都合により、当社発行のPASPY乗車券を予告なく交換することがあります。

(デポジット)

第15条 当社はPASPY乗車券を発売するにあたり、ICカードを旅客に貸与するものとします。この場合、デポジットとしてICカード1枚につき500円を収受します。
2 前項に関わらず、デポジットの額を変更する場合があります。
3 PASPY乗車券として利用したICカードを旅客が返却したときは、第16条、第26条に定める場合を除き、当社はデポジットを返却しません。
4 デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

(PASPY乗車券の失効)

第16条 カードの発行、交換、SFの使用、SFのチャージ又はPASPY定期券の発売若しくは更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間の取扱いが行われない場合で、当社が特に定めた場合にはPASPY乗車券を失効させることがあります。
2 前項にかかわらず、遺失物の適用を受け、公告期間を経過した記名式のPASPY乗車券は失効します。
3 前各項により失効したICカードのSF及びデポジットの返却を請求することはできません。

(チャージ)

第17条 旅客はICカード乗車券に、PASPY取扱窓口(全国相互利用が可能なICカード乗車券を除く)、自動チャージ機(全国相互利用が可能なICカード乗車券を除く)及び電車車内等により、所定の金額をチャージすることができます。

2 ICカード乗車券のチャージ額は、「別表3」に定めるいずれかの額をチャージすることができます。

(SF利用履歴の確認)

第18条 旅客はICカード乗車券の利用履歴をICカード乗車券取扱窓口にて、次の各号に定めるとおり確認することができます。

(1) 利用履歴の内容は、SFを使用して乗車し、精算を行った場合の取扱月日、取扱箇所及びSF残額とします。

(2) 利用履歴は、最近の利用履歴から50件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができます。

(3) 降車処理されていない場合、R/Wで正常に処理されなかった場合及び26週間を経過した場合の利用履歴は確認できません。

第2章 PASPY(SF)

(所持資格)

第19条 PASPYの所持資格は「別表4-1」に定めます。

(発売及び利用)

第20条 PASPYは、別に定めるPASPY取扱窓口で発売します。

2 記名式のPASPYの購入は別に定める申込書に必要事項を記載し、提出しなければなりません。

3 こともPASPYの購入にあたっては、記名人本人であることを確認するため、公的証明書を提示しなければなりません。

4 大人割引IPASPY、子ども割引IPASPYの購入にあたっては身体障害者手帳、療育手帳または保健福祉手帳のいずれかを提示しなければなりません。

5 大人割引PASPY、子ども割引IPASPYの利用にあたっては身体障害者手帳、療育手帳または保健福祉手帳のいずれかを携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければなりません。

(発売額)

第21条 PASPYの発売額は2,000円(デポジット500円を含む。)です。

2 前項にかかわらず、発売額を変更して発売することがあります。

(更新期限)

第22条 PASPYの更新期限は「別表4-1」に定めるものとし、更新手続き

はICカード乗車券取扱窓口において受け付けます。

2 PASPYの更新に関する手数料は収受しません。

(運賃の減額)

第23条 ICカード乗車券のSFを用いて乗車する場合には、降車時に当該乗車区間の所定の普通旅客運賃をSFより減額します。この場合、小児用ICカード乗車券及び子ども割引IPASPYにあっては小児普通旅客運賃を、大人割引PASPYにあっては大人普通旅客運賃の半額を減額します。

(運賃の割引)

第24条 PASPYのSFから運賃を減額する場合、普通旅客運賃相当額から10%を割り引いて10円単位に切り上げた割引後運賃を減額します。

2 PASPYを利用して電車とバスを60分以内に乗り継ぐ場合、2回目の利用のときに前項の割引後運賃から20円(子どもPASPY、大人割引IPASPY、子ども割引IPASPYの場合は10円)を差し引いて減額します。

3 前各項の割引については、電車旅客営業規則第61条第8項の他の割引制度及び第65条の2以上の割引条件に含まれないものとします。

4 ICカード乗車券を利用して電車と電車を乗換指定停留場(的場町、八丁堀、紙屋町東、紙屋町西、本通、十日市町、土橋、広電本社前、皆実町六丁目、日赤病院前(広島港方面のみ)、宇品二丁目)で30分以内に乗り換える場合に、2回目以降の運賃を割引します。ただし往復利用となる場合、先行が同じ車両に乗り換えた場合は割引を適用しません。なお、全国相互利用が可能なICカード乗車券では旅客1名での利用に限り割引を適用します。

(効力)

第25条 ICカード乗車券を使用する場合の効力は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとします。

(2) 途中下車の取扱いはありません。

(無効となる場合)

第26条 ICカード乗車券は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。

(1) 偽造、変造または不正に作成されたICカード乗車券を所持している場合

(2) その他不正乗車的手段として使用した場合

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第27条 前条の規定によりICカード乗車券を無効として回収した場合は、乗車区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する増運賃をあわせて収受します。

2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車停留場が判明しない場合は当該運行系統の始発停留場から乗車したものととして取り扱います。

(紛失再発行)

第28条 PASPYは次の各号の条件を満たす場合に限り、PASPY乗車券取扱窓口にて、紛失あるいは盗難にあったPASPYの使用停止措置を行い、再発行を行います。

(1) 記名式のPASPYであること。

(2) 再発行登録申込書提出時及び再発行を行うときに、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該PASPYの記名人本人であることを証明できること。

(3) 再発行を行う前に、PASPYの処理が可能な全ての機器に対して当該PASPYの使用停止措置が完了していること。

2 前項の規定により再発行の取り扱いを行う場合は、再発行手数料として、PASPY1枚につき200円とデポジット500円を現金で収受します。

3 再発行は使用停止手続日から起算して14日以内に、再発行時点でそのSF残額により行います。

4 使用停止手続を受けた後、これを取り消すことはできません。

5 第1項および第2項の取扱を行った後に、紛失したPASPYを発見した場合は、旅客はこれを再発行を行った窓口へ差し出して、デポジットの返却を請求することができます。ただし、当該PASPYとともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書の提示により記名人本人であることを証明したときに限ります。

(当社の免責事項)

第29条 紛失または盗難にあったPASPYの使用停止措置が完了するまでの間に、当該PASPYの払戻やSFの使用等で生じた損害等については、当社はその責めを負いません。

(障害再発行)

第30条 PASPYの破損等によってPASPYの処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該PASPYのSF残額と同額のPASPYの再発行の取扱いを行うことがあります。

ただし、別に定める申込書を当社が発行するPASPYの再発行を行う窓口へ提出したときに限り取り扱うものとし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

2 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行手数料として、旅客の責めにある場合限り、PASPY1枚につき200円とデポジット500円を現金で収受します。

(払い戻し)

第31条 旅客は、PASPYが不要となった場合は、PASPYを購入されたICカード乗車券取扱窓口へ申し出ることにより、SF残額の払い戻しを請求することができます。この場合、手数料としてPASPY1枚につき200円を収受します。

2 前項の規定によりPASPYの払い戻しを請求する場合、旅客は別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該PASPYの記名人本人であること又は代理人であることを証明したときに限って(但し無記名のPASPYを除きます)払い戻しを行います。

3 前各項の規定により払い戻す場合には、デポジットを返却します。

(同一駅で降車する場合の取扱い)

第32条 旅客はICカード乗車券を使用して乗車した後、電車が出発する前に同一停留場で降車する場合はカードの乗車情報の消去処理を受けなければなりません。

(運行中止の場合の取扱い)

第33条 乗車PI/Wによる処理を受けた後、電車が運行中止となった場合は、次の各号に定めるいずれかの取扱を選択のうえ請求することができます。

(1) 発停留場までの無貨送還

この場合、乗車区間の運賃は収受しません。ただし、無貨送還中の途中停留場で下車した場合は、次号に定める取扱いを適用します。

(2) 発停留場に至る途中停留場までの無貨送還

この場合、発停留場から途中停留場までの所定の旅客運賃相当額を、途中停留場においてICカード乗車券のSF残額から減額します。

(3) 不通区間の別途旅行

運行中止となった区間を旅客が当社路線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発停留場から旅行中止停留場までの所定の旅客運賃相当額を、旅行中止停留場においてICカード乗車券のSF残額から減額します。

2 当社が不通区間に対して振替輸送等他の輸送手段を講じた場合の取扱方は別に定めるところによります。

第3章 PASPY定期券

(所持資格)

第34条 各種PASPY定期券の所持資格は「別表4-2」に定めるものとします。

(発売及び利用)

第35条 PASPY定期券の購入の申し出があったときは、電車旅客営業規則に定める定期乗車券を、当社が指定するPASPY取扱窓口で発売します。

2 旅客はPASPY定期券の発売にあたっては、別に定める申込書に定期券の種類、利用区間、氏名、生年月日、住所等の必要事項を記載し、提出しなければなりません。

3 旅客は小児用PASPY定期券の発売にあたっては、記名人本人であることを確認するため、公的証明書を提示しなければなりません。

4 旅客は障害者割引PASPY定期券の発売にあたっては身体障害者手帳、療育手帳、保健福祉手帳のいずれかを提示しなければなりません。

5 旅客は障害者割引PASPY定期券の利用にあたっては身体障害者手帳、療育手帳、保健福祉手帳のいずれかを携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければなりません。

6 PASPY定期券の新規購入、継続購入は適用開始日の14日前とします。

(小児用PASPY定期券、障害者用PASPY定期券の取り扱い)

第36条 小児用、障害者割引用のPASPY定期券は、それぞれ、子どもPASPY、大人割引IPASPY、子ども割引IPASPYのカードで発売します。

2 子どもPASPY、大人割引IPASPY、子ども割引IPASPYには更新期限があり、それぞれの更新期限を過ぎてそのPASPY定期券の発売及び利用はできません。

3 前項の更新期限は「別表4-1」に定めるものとします。

(運賃の減額等)

第37条 SFをチャージした有効期間内のPASPY定期券を使用し、有効区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車として取り扱い、別途乗車区間の普通旅客運賃相当額をSFより減額します。

この場合、小児用PASPY定期券にあっては小児普通旅客運賃を、障害者大人用割引PASPY定期券にあっては大人普通旅客運賃の半額を、大人用PASPY定期券にあっては大人普通旅客運賃を収受します。

2 有効区間をはさんで、有効区間外の停留場間を乗車するときは、前後の有効区間外乗車運賃の合計額よりも通し運賃が安価になる場合は、通し運賃をSFより減額します。

3 有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降において乗車する場合は、実際の乗車区間の普通旅客運賃相当額をSFより減額します。

4 前各項のSFからの減額については第24条に定める運賃の割引を適用します。

(再印字)

第38条 PASPY定期券は、その券面表示事項が不明となったときは使用することができません。

2 券面表示事項が不明となったPASPY定期券について、旅客はこれをPASPY取扱窓口へ差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。

(効力)

第39条 第35条の規定により発売したPASPY定期券は、電車旅客営業規則の定めにより取り扱います。

2 SFをチャージしたPASPY定期券を定期券の有効区間外又は有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に使用し乗車する場合の効力は、第25条の規定を準用します。

(無効となる場合)

第40条 PASPY定期券は、第26条に定めるほか次の各号の一に該当する場合は無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。

(1) 記名人以外の方が使用した場合

(2) 券面表示事項が不明となったPASPY定期券を使用した場合

(3) 使用資格・氏名・年齢・区間または通学の請求を偽って購入したPASPY定期券を使用した場合

(4) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合

(5) PASPY定期券を所持する旅客が「別表4-2」に定める所持資格を失った後に当該PASPY定期券を使用した場合

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第41条 前条の規定により、PASPY定期券を無効として回収した場合は、電車旅客営業規則に定める普通旅客運賃・増運賃を収受します。

(紛失再発行)

第42条 PASPY定期券は次の各号の条件をすべて満たす場合に限り、PASPY取扱窓口にて、紛失あるいは盗難にあったPASPY定期券(SF残額がある場合は当該SFを含む。)の使用停止措置を行い、再発行を行います。

(1) 再発行登録申込書提出時及び再発行を行うときに、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該PASPYの記名人本人であることを証明できること。

(2) 再発行を行う前に、PASPYの処理が可能な全ての機器に対して当該PASPYの使用停止措置が完了していること。

2 前項の規定により再発行の取り扱いを行う場合は、PASPY1枚につきデポジット500円と再発行手数料200円を現金で収受します。

3 再発行は使用停止手続日を除く3日目以降14日以内に行います。

4 使用停止手続を受けた後、これを取り消すことはできません。

5 第1項及び第2項の取り扱いを行った後に、紛失したPASPY定期券を発見した場合は、旅客はこれを再発行を行った窓口へ差し出して、デポジットの返却を請求することができます。ただし、当該PASPY定期券とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書の提示により記名人本人であることを証明したときに限ります。

(当社の免責事項)

第43条 紛失または盗難にあったPASPY定期券の使用停止措置が完了するまでの間に、当該PASPY定期券の払い戻しやSFの使用等で生じた損害等については、当社はその責めを負いません。

(障害再発行)

第44条 PASPY定期券の破損等によってPASPY定期券の取り扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該PASPY定期券(SF残額がある場合は当該SFを含む。)の再発行の取り扱いを行うことがあります。

ただし、別に定める申込書をPASPY取扱窓口へ提出したときに限り取り扱うものとし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取り扱いを行いません。

2 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、PASPY定期券1枚につきデポジット500円を収受します。また再発行の原因が旅客の責めにある場合は、200円の再発行手数料を現金で収受します。

(区間、乗車、種類及び期間の変更)

第45条 PASPY定期券の区間、乗車、種類及び期間の変更を行なう場合は、電車旅客営業規則に基づき取扱います。

(払い戻し)

第46条 旅客は、PASPY定期券が不要となった場合は、PASPY定期券を購入されたPASPY取扱窓口へ申し出ることにより、払い戻しを請求することができます。

(1) PASPY定期券に付加した定期乗車券のみ払い戻す場合は、電車旅客営業規則に基づき払い戻しを行い、PASPY定期券から定期券機能のみ消去して、カードは旅客に返却します。

(2) PASPY定期券をSF残額も含めてすべて払い戻す場合は、電車旅客営業規則に基づき定期券機能の払い戻しおよびSFの残額の払い戻しを行い、カードは回収します。

2 PASPY定期券を払い戻す場合、手数料としてPASPY定期券1枚につき200円を収受します。

3 前項の規定によりPASPYの払い戻しを請求する場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該PASPYの記名人本人であることを証明したときに限り、払い戻しを行います。

4 前各項の規定により払い戻す場合には、デポジットを返却します。

(同一駅で降車する場合の取り扱い)

第47条 旅客はPASPY定期券を使用して乗車した後、電車が出発する前に同一停留場で降車する場合はカードの乗車情報の消去処理を受けなければなりません。

2 旅客が券面表示区間外の停留場で、あるいは券面表示の有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降において、PASPY定期券で乗車した後、同一停留場で降車する場合は、第32条の規定に準じて取り扱いします。

(運行中止の場合の取扱方)

第48条 券面表示が有効期間内のPASPY定期券を所持し、券面表示区間内を乗車する旅客が乗車R/Wによる処理を受けた後、電車が運行中止となった場合は、電車旅客営業規則に定める取り扱いによるほか、SFをチャージしたPASPY定期券を所持し券面表示区間外を乗車する場合、または券面表示の有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は、第33条の規定に準じて取り扱いします。

別表1-1(第2条 PASPY運営協議会加盟事業者)

運営協議会加盟事業者名(順不同)	
広島電鉄株式会社	備北交通株式会社
広島バス株式会社	鞆鉄道株式会社
広島交通株式会社	株式会社中国バス
中国ジェイアールバス株式会社	広島高速交通株式会社
芸陽バス株式会社	

※旧呉市交通局が発行したPASPYについては広島電鉄株式会社発行のものとして取り扱います。

別表2-1(第13条 ICカード乗車券の種類) PASPY乗車券

種類	対象	
	無記名PASPY	記名PASPY
PASPY 記名式	記名PASPY	大人の方を対象としたSF機能を持つ乗車券
	こどもPASPY	小児の方を対象としたSF機能を持つ乗車券
	大人割引PASPY	割引適用者の方を対象としたSF機能を持つ乗車券
	こども割引PASPY	小児割引適用者の方を対象としたSF機能を持つ乗車券※電車ご利用時は電車旅客営業規則に定める小児の扱いとなります。
PASPY 定期券	大人用	大人の方を対象とした定期券。SF機能を有する場合は大人の方を対象としたSF機能を持つ。
	小児用	小児の方を対象とした定期券。SF機能を有する場合は小児の方を対象としたSF機能を持つ。
	障害者割引用	割引適用者の方を対象とした定期券。SF機能を有する場合は割引適用者の方を対象としたSF機能を持つ。
	大人用	通学を目的とする大人の方を対象とした定期券。SF機能を有する場合は大人の方を対象としたSF機能を持つ。
通学定期券	小児用	小児の方を対象とした定期券。SF機能を有する場合は小児の方を対象としたSF機能を持つ。
通勤通学定期券	大人用	通学を目的とする大人の方を対象とした定期券。SF機能を有する場合は大人の方を対象としたSF機能を持つ。

2 PASPY定期券を使用する旅客は、列車又は車両が運行休止のため、引き続き24時間以上乗車券を使用できなくなった場合は、そのPASPY定期券の期間満了後にその乗車券を発行駅及び窓口へ差し出し、券面確認のうえ既に支払った旅客運賃のうち運休日数分の払戻しを請求することができます。ただし、継続購入あるいは券面表示事項を消去し運休日を確認できない場合は請求できません。なお、払戻しの計算は次の各号によって計算します。

- (1) 定期旅客運賃÷通用日数×運休日数
- (2) 通用日数は実日数とする。

【附則】 この規則は、2018年11月15日より施行します。

別表1-2(第2条 全国相互利用可能な事業者等)

全国相互利用可能な事業者等(順不同)	
北海道旅客鉄道株式会社	株式会社バスモ
東日本旅客鉄道株式会社	東京モノレール株式会社
東海旅客鉄道株式会社	株式会社名古屋交通開発機構
株式会社エムアイシー	東海旅客鉄道株式会社
株式会社スルッとKANSAI	西日本旅客鉄道株式会社
福岡市交通局	株式会社ニモカ
九州旅客鉄道株式会社	

(順不同)

別表2-2(第13条 ICカード乗車券の種類 全国相互利用可能なICカード乗車券)

全国相互利用可能な事業者等	種類	対象
北海道旅客鉄道株式会社	Kitaca乗車券及びKitaca定期乗車券	SF機能を有しないICカード乗車券、特定割引を適用して発売したICカード乗車券を除く。
株式会社バスモ	PASMO及びPASMO定期券	
東日本旅客鉄道株式会社	Suica乗車券及びSuica定期乗車券	
東京モノレール株式会社	モノレールSuica乗車券及びモノレールSuica定期乗車券	
東京臨海高速鉄道株式会社	りんかいSuica乗車券及びりんかいSuica定期乗車券	
株式会社名古屋交通開発機構	マナカ及びマナカ定期券	
株式会社エムアイシー	manaca及びmanaca定期券	
東海旅客鉄道株式会社	TOICA及びTOICA定期券	
株式会社スルッとKANSAI	PiTaPaカード	
西日本旅客鉄道株式会社	ICOCA乗車券及びICOCA定期乗車券	
福岡市交通局	はやかけん及びはやかけん定期券	
株式会社ニモカ	nimocaカード及びnimoca定期乗車券	
九州旅客鉄道株式会社	SUGOCA乗車券及びSUGOCA定期券	

別表3(第17条 チャージ額)

取扱窓口	1回当たりのチャージ取扱額
PASPY取扱窓口	1,000円単位でチャージすることができる。ただし、1枚あたりのSF残高は20,000円を超えることはできない。 ※PASPY取扱窓口では全国相互利用可能なICカード乗車券へのチャージを行わない。
自動チャージ機	1,000円単位でチャージすることができる。ただし、1枚あたりのSF残高は20,000円を超えることはできない。 ※自動チャージ機では全国相互利用可能なICカード乗車券へのチャージを行わない。
電車車内	1,000円単位でチャージすることができる。ただし、1枚あたりのSF残高は20,000円を超えることはできない。 またSF残高が10,000円を超えている場合、車内ではチャージできない。
PASPYチャージ対応の銀行ATM機	1,000円単位でチャージすることができる。ただし、1枚あたりのSF残高は20,000円を超えることはできない。 ※銀行ATM機では全国相互利用可能なICカード乗車券へのチャージを行わない。

別表4-1(第19条、第22条及び第36条 PASPYの所持資格及び更新期限)

種類	所持資格		更新期限
	無記名PASPY	記名PASPY	
PASPY	無記名PASPY	なし	なし
	記名PASPY	中学生以上の方	なし
	記名PASPY	小学生以下の方	満12才の誕生日後に迎える3月31日まで (誕生日が4月1日の場合は満11歳の誕生日後の3月31日まで)
	大人割引PASPY	中学生以上の方で、身体障害者手帳・療育手帳・保健福祉手帳の交付を受けた方	発売日(更新日)から2年
こども割引PASPY	小学生の方で、身体障害者手帳・療育手帳・保健福祉手帳の交付を受けた方	満12才の誕生日後に迎える3月31日まで (誕生日が4月1日の場合は満11歳の誕生日後の3月31日まで)	

別表4-2(第33条及び40条 PASPY定期券の所持資格及び更新期限)

種類	所持資格		更新期限
	大人用	小児用	
PASPY 定期券	大人用	12歳以上の方	なし
	小児用	6歳以上12歳未満の方	満12才の誕生日後に迎える3月31日まで (誕生日が4月1日の場合は満11歳の誕生日後の3月31日まで)
	障害者割引用	12歳以上の方で、身体障害者手帳・療育手帳・保健福祉手帳の交付を受けた方	発売日(更新日)から2年
	大人用	当社の指定する学校に通学する12歳以上の方	なし
通学定期券	小児用	当社が指定する学校に通学する6歳以上12歳未満の方	満12才の誕生日後に迎える3月31日まで (誕生日が4月1日の場合は満11歳の誕生日後の3月31日まで)

※通勤通学定期券は通学定期券大人用に準じます。

※指定する学校とは電車旅客営業規則に定めます。



P2 PASPY 利用事業者について

最新の情報は、PASPY 公式ホームページをご確認ください。
URL:<https://paspy.jp/enterprise/>

**P5 無記名 PASPY**

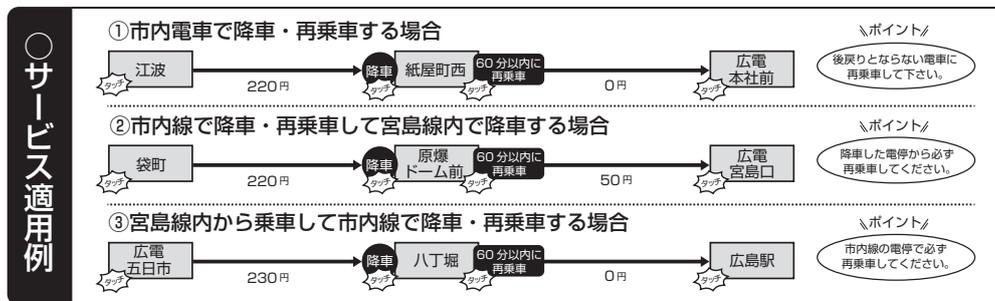
- 旧) ※子ども用はありません。※紛失時の再発行はできません。
※窓口でお客様の情報を登録していただくことにより、
記名 PASPY・こども PASPY・PASPY 定期券に変更が可能です。
※割引 PASPY への変更はできません。
- 新) ※子ども用はありません。※紛失時の再発行はできません。
※窓口でお客様の情報を登録していただくことにより、
記名 PASPY・こども PASPY・割引 PASPY・PASPY 定期券に変更が可能です。

P10 ATM 機でのチャージについて

2023年8月4日をもって、広島県内の広島銀行及び広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫の ATM 機での PASPY チャージサービスを終了いたします。
詳しくは広島銀行及び各信用金庫へお問い合わせください。
なお、バス、広電電車内、自動チャージ機・券売機など、ほかのチャージ方法は引き続きご利用いただけます。

P12 電車乗換制度について

- 新) 市内線 IC カード再乗車サービス
IC カード (PASPY・全国相互利用が可能な交通系 IC カード) をご利用の方は、市内線全電停において降車後 60 分以内に降車した電停から後戻りとならない乗車に限り、引き去りなして再乗車が可能です。



- ※白島線降車後の本線乗車時は、両運賃の差額運賃を引き去ります。
※全国相互利用が可能な交通系 IC カードは「複数人」「大人割引 1 名」「小児 1 名」など乗務員操作が必要なご利用の場合は、サービス対象外となります。

P22 全国相互利用 IC カードご利用にあたっての注意事項

- 旧) 広電電車ご利用時に複数人でご利用される等以下★の場合は、電車乗換制度は適用されません。
新) 広電電車ご利用時に複数人でご利用される等以下★の場合は、市内線 IC カード再乗車サービスは適用されません。

P29 IC カード乗車券取扱規則 (乗合バス) 別表 2-2 対象

- 旧) SF 機能を有しない IC カード乗車券、特定割引を適用して発売した IC カード乗車券を除く。
新) SF 機能を有しない IC カード乗車券、特定割引を適用して発売した IC カード乗車券及び発行社局が条件を付して発行した場合でその条件を満たさないものを除く。

P29 IC カード乗車券取扱規則 (乗合バス) 別表 3 対象

- 旧) 取扱窓口: PASPY チャージ対応の銀行 ATM 機
新) P10 のとおり銀行 ATM 機でのチャージサービスは 2023 年 8 月 4 日をもって終了。

P31 IC カード乗車券取扱規則 (広電電車) 第 24 条第 4 項

- 旧) IC カード乗車券を利用して電車と電車を乗換指定停留場 (的場町、八丁堀、紙屋町東、紙屋町西、本通、十日市町、土橋、広電本社前、皆実町六丁目、日赤病院前 (広島港方面のみ)、宇品二丁目) で 30 分以内に乗り換える場合に、2 回目以降の運賃を割引します。ただし往復利用となる場合、行先が同じ車両に乗り換えた場合は割引は適用しません。
新) IC カード乗車券を利用して電車と電車を乗換指定停留場 (的場町、八丁堀、紙屋町東、紙屋町西、本通、十日市町、土橋、広電本社前、皆実町六丁目、日赤病院前 (広島港方面のみ)、宇品二丁目) で 60 分以内に乗り換える場合に、2 回目以降の運賃を割引します。ただし後戻りとなる利用の場合、行先が同じ車両に乗り換えた場合は割引は適用しません。

P31 IC カード乗車券取扱規則 (広電電車) 第 24 条第 5 項 (新設)

- 第 5 項として以下の条文を新設します。
新) IC カード乗車券を利用して電車と電車を同一停留場 (但し、紙屋町東・紙屋町西・本通については同一停留場とみなす) で 60 分以内に再乗車する場合に、2 回目以降の運賃を割引します。ただし後戻りとなる場合は割引は適用しません。なお、全国相互利用が可能な IC カード乗車券では旅客 1 名での利用に限り割引は適用します。

P34 IC カード乗車券取扱規則 (広電電車) 別表 2-2 対象

- 旧) SF 機能を有しない IC カード乗車券、特定割引を適用して発売した IC カード乗車券を除く。
新) SF 機能を有しない IC カード乗車券、特定割引を適用して発売した IC カード乗車券及び発行社局が条件を付して発行した場合でその条件を満たさないものを除く。

P34 IC カード乗車券取扱規則 (広電電車) 別表 3 対象

- 旧) 取扱窓口: PASPY チャージ対応の銀行 ATM 機
新) P10 のとおり銀行 ATM 機でのチャージサービスは 2023 年 8 月 4 日をもって終了。